

# 講演「労災診療費算定基準について

～疾患別リハビリテーション料と処置等の特例を中心に～」

東京都医師会労災・自賠責委員会委員長  
東京労働保険医療協会監事  
東京労働局労災保険診療費審査委員会委員  
子 田 純 夫

# 労災診療費算定基準について

## ～疾患別リハビリテーション料と 処置等の特例を中心に～

令和6年9月19日(木) 於 東京都医師会(講堂)

東京都医師会労災・自賠責委員会委員長  
東京労働保険医療協会 監事  
東京労働局労災保険診療費審査委員会委員

子田 純夫



•四肢加算の基本知識



•リハビリテーション



•処置の特例



四肢加算と特例の組み合わせの理解

# 四肢加算の基本知識

## 四肢の傷病にかかる 処置・手術・リハビリテーションの加算

四肢の傷病にかかる処置・手術・リハビリテーションの加算 四肢加算

P52

①四肢(鎖骨・肩甲骨及び股関節を含む)の傷病に対する処置・手術・リハビリテーション(一部対象外あり)の点数は健保点数の1.5倍として算定できる。

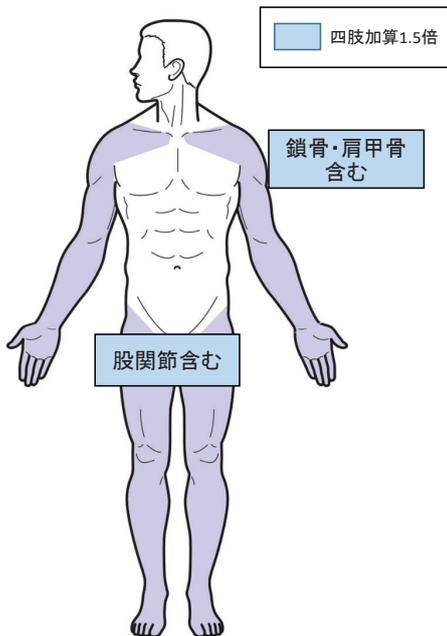
※1点未満の端数は切り上げ

②手(手関節以下)及び手の指に係る一部の処置及び手術の点数は健保点数の2倍として算定できる。

四肢は1.5倍

手は2倍

## 四肢加算の対象部位および処置・疾患別リハビリテーション 早見表



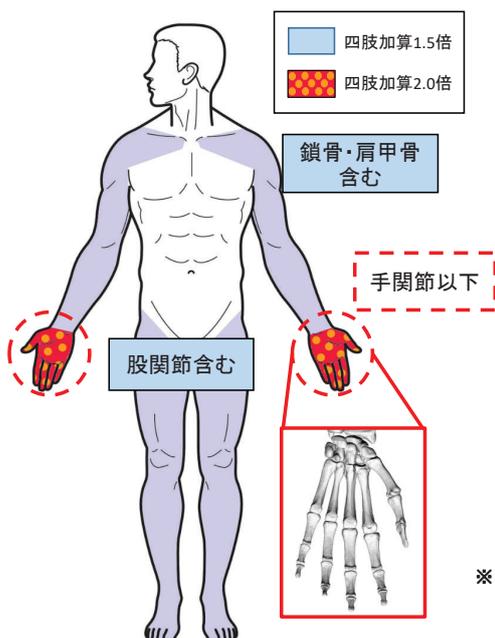
四肢 1.5倍	
処置	疾患別リハビリテーション
<ul style="list-style-type: none"> <li>・絆創膏固定術</li> <li>・鎖骨骨折固定術</li> <li>・皮膚科光線療法</li> <li>・鋼線等による直達牽引(2日目以降)</li> <li>・介達牽引</li> <li>・矯正固定</li> <li>・変形機械矯正術</li> <li>・消炎鎮痛等処置のうち「マッサージ等の手技による療法」及び「器具等による療法」</li> <li>・低出力レーザー照射</li> </ul>	労災診療費算定基準で定める 疾患別リハビリテーションごとの点数  <ul style="list-style-type: none"> <li>・心大血管疾患リハビリテーション料</li> <li>・脳血管疾患等リハビリテーション料</li> <li>・廃用症候群リハビリテーション料</li> <li>・運動器リハビリテーション料</li> <li>・呼吸器リハビリテーション料</li> </ul>

※ 四肢加算ができない主なもの  
・処置項目 ギブス

※ 四肢加算できない主なもの  
・リハに関する各種加算(早期リハ加算、初期加算、急性期リハビリテーション加算、ADL加算など)

※ 四肢加算は1単位ごとに行なう  
 (例) 運動器リハビリテーション料(Ⅲ)の85点を1.5倍すると127.5点→128点になる。  
 2単位行なっている場合は256点になる。  
 85点×1.5倍×2倍をそのまま計算してしまうと255点となり1点少なくなってしまう。

## 四肢加算の対象部位および処置・手術 早見表



手関節以下2倍・その他四肢1.5倍	
手術	処置
<ul style="list-style-type: none"> <li>・『第1款(皮膚・皮下組織)』の手術のうち</li> <li>・創傷処理</li> <li>・皮膚切開術</li> <li>・デブリードマン</li> <li>・『第2款(筋骨格系・四肢・体幹)』の手術</li> <li>・『第3款(神経系・頭蓋)』のうち神経の手術</li> <li>・『第8款(心・脈管)』のうち血管の手術</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創傷処置</li> <li>・下肢創傷処置</li> <li>・爪甲除去(麻酔を要しないもの)</li> <li>・穿刺排膿後薬液注入</li> <li>・熱傷処置(電撃・薬・凍傷)</li> <li>・重度褥瘡処置</li> <li>・ドレーン法</li> <li>・皮膚科軟膏処置</li> <li>・関節穿刺</li> <li>・粘(滑)液嚢穿刺注入</li> <li>・ガングリオン穿刺術</li> <li>・ガングリオン圧砕法</li> <li>・消炎鎮痛等処置のうち「湿布処置」</li> </ul>

※ 四肢加算ができない主なもの  
 ・手術項目 医科診療報酬点数表内の  
 第1節 手術料 第1款(皮膚・皮下組織)のうち「創傷処理」「皮膚切開術」「デブリードマン」以外のもの(特に植皮は誤りが多い)  
 第2節 輸血料、第3節 手術医療機器等加算(創外固定器加算など)、第4節 薬剤料、第5節 特定保険医療材料料  
 ・労災特例の「手の指の創傷処理(筋肉・臓器に達しないもの)及び手の指の骨折非観血的整復術の特例」



## 四肢加算の算定例

傷病名	右足関節捻挫
-----	--------

	摘	要
(40)	絆創膏固定術	$(500 \times 1.5) \times 1$
<div style="border: 1px solid lightblue; border-radius: 50%; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     四肢に行なった対象の処置・手術・リハビリテーションの四肢加算は1.5倍                 </div>		

傷病名	右手掌切創
-----	-------

	摘	要
(50)	創傷処理4(筋肉、臓器に達しないもの)(長径5cm未満)	$(530 \times 2.0) \times 1$
<div style="border: 1px solid lightblue; border-radius: 50%; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     手関節以下に行なった対象の処置・手術の四肢加算は2.0倍                 </div>		

## 四肢加算ができない例

傷病名	右足関節捻挫
-----	--------

	摘	要
(40)	四肢ギプス包帯(半肢)(片)	$(780 \times \cancel{1.5}) \times 1$
<div style="border: 1px solid lightblue; border-radius: 50%; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     四肢に行なったとしても対象の処置・手術・リハビリテーションでない場合は四肢加算できない                 </div>		

傷病名	右手掌切創
-----	-------

	摘	要
(50)	創傷処理4(筋肉、臓器に達しないもの)(長径5cm未満)	$(530 \times 2.0) \times 1$
	キシロカイン注1%5mL1管	$(6 \times \cancel{2.0}) \times 1$
<div style="border: 1px solid lightblue; border-radius: 50%; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     四肢に使用した材料費や薬剤は四肢加算できない                 </div>		

# リハビリテーション 疾患別リハビリテーション料

## リハビリテーション（疾患別リハビリテーション料）

P56

疾患別リハビリテーション料を算定する場合、一部の点数において「労災点数」で算定することができる。また四肢に対して行った場合、四肢加算として当該点数の1.5倍を算定することができる。

区分 番号	疾患別リハビリテーション料 リハビリテーションの実施者	健保点数	労災点数	
			×1.0倍	×1.5倍
H002	運動器リハビリテーション料(Ⅰ)	185	190	285
	ア 理学療法士による場合			
	イ 作業療法士による場合			
	ウ 医師による場合			
	運動器リハビリテーション料(Ⅱ)	170	180	270
	ア 理学療法士による場合			
	イ 作業療法士による場合			
	ウ 医師による場合			
	運動器リハビリテーション料(Ⅲ)	85	85	128
	ア 理学療法士による場合			
	イ 作業療法士による場合			
	ウ 医師による場合			
エ ア からウ まで以外の場合				

疾患別リハビリテーション料 各加算	労災点数
早期リハビリテーション加算	25
初期加算	45
急性期リハビリテーション加算	50
ADL加算	30

### 令和6年6月改定

健康保険において、疾患別リハビリテーションの実施者ごとの訓練実態を把握可能となるよう、疾患別リハビリテーション料について、実施者を明確化した評価体系に見直しが行われたことを受け、労災診療費においても同様の評価体系に見直しをしたこと。  
※令和6年6月1日の改定では実施者ごとの点数の差はない。

健保は「イロハ」  
表記だけど  
労災では  
「アイウエオ」表記

# 疾患別リハビリテーション料の一覧

**B. リハビリテーション**  
**(1) 疾患別リハビリテーション料**  
 疾患別リハビリテーション料を算定する場合は、健保点数表の「リハビリテーション料」に定める「適用1」にかかわらず、次の点で算定することができる。  
 注) 適用の範囲に対しては、適用対象の範囲で算定できる(ただし、適用1を除く)

**疾患別リハビリテーション料一覧表**

区分番号	疾患別リハビリテーション料 リハビリテーションの実施者	算定点数	×1.5倍	×2倍
0000	<b>心臓血管疾患のリハビリテーション料(Ⅰ)</b>			
	ア 障害認定上による場合	250	375	
	イ 作業療法士による場合	250	375	
	ウ 医師による場合	250	375	
	エ 看護師による場合	250	375	
	オ 薬剤師による場合	250	375	
	<b>心臓血管疾患のリハビリテーション料(Ⅱ)</b>			
	ア 障害認定上による場合	125	188	
	イ 作業療法士による場合	125	188	
	ウ 医師による場合	125	188	
	エ 看護師による場合	125	188	
	オ 薬剤師による場合	125	188	
0001	<b>脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)</b>			
	ア 障害認定上による場合	250	375	
	イ 作業療法士による場合	250	375	
	ウ 医師による場合	250	375	
	エ 看護師による場合	250	375	
	オ 薬剤師による場合	250	375	
	<b>脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)</b>			
	ア 障害認定上による場合	200	300	
	イ 作業療法士による場合	200	300	
	ウ 医師による場合	200	300	
	エ 看護師による場合	200	300	
	オ 薬剤師による場合	200	300	
0002	<b>脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)</b>			
	ア 障害認定上による場合	100	150	
	イ 作業療法士による場合	100	150	
	ウ 医師による場合	100	150	
	エ 看護師による場合	100	150	
	オ 薬剤師による場合	100	150	
	<b>呼吸器疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)</b>			
	ア 障害認定上による場合	180	270	
	イ 作業療法士による場合	180	270	
	ウ 医師による場合	180	270	
	エ 看護師による場合	180	270	
	オ 薬剤師による場合	180	270	
<b>呼吸器疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)</b>				
ア 障害認定上による場合	85	128		
イ 作業療法士による場合	85	128		
ウ 医師による場合	85	128		
エ 看護師による場合	85	128		
オ 薬剤師による場合	85	128		
<b>呼吸器疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)</b>				
ア 障害認定上による場合	85	128		
イ 作業療法士による場合	85	128		
ウ 医師による場合	85	128		
エ 看護師による場合	85	128		
オ 薬剤師による場合	85	128		

注) 疾患別リハビリテーション料(Ⅰ)～(Ⅲ)では、リハビリテーションの必要性及び効果が認められるものについては、健保点数表における疾患別リハビリテーション料の各規定の1)のただし書きに定めるとおり、健保点数表に定める標準的算定日数を超過しても算定されることなく算定できる。健康長寿者の疾患別リハビリテーション料の各規定の2)を、注も及び注7)は、脳血管疾患等リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料及び脳血管疾患等リハビリテーション料に限る。1)については、適用1ない。

区分番号	疾患別リハビリテーション料 リハビリテーションの実施者	算定点数	×1.5倍	×2倍
0001	<b>脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)</b>			
	ア 障害認定上による場合	250	375	
	イ 作業療法士による場合	250	375	
	ウ 医師による場合	250	375	
	エ 看護師による場合	250	375	
	オ 薬剤師による場合	250	375	
	<b>脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)</b>			
	ア 障害認定上による場合	200	300	
	イ 作業療法士による場合	200	300	
	ウ 医師による場合	200	300	
	エ 看護師による場合	200	300	
	オ 薬剤師による場合	200	300	
0002	<b>脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)</b>			
	ア 障害認定上による場合	100	150	
	イ 作業療法士による場合	100	150	
	ウ 医師による場合	100	150	
	エ 看護師による場合	100	150	
	オ 薬剤師による場合	100	150	
	<b>呼吸器疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)</b>			
	ア 障害認定上による場合	180	270	
	イ 作業療法士による場合	180	270	
	ウ 医師による場合	180	270	
	エ 看護師による場合	180	270	
	オ 薬剤師による場合	180	270	
<b>呼吸器疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)</b>				
ア 障害認定上による場合	85	128		
イ 作業療法士による場合	85	128		
ウ 医師による場合	85	128		
エ 看護師による場合	85	128		
オ 薬剤師による場合	85	128		
<b>呼吸器疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)</b>				
ア 障害認定上による場合	85	128		
イ 作業療法士による場合	85	128		
ウ 医師による場合	85	128		
エ 看護師による場合	85	128		
オ 薬剤師による場合	85	128		

## ADL加算の取扱い 1単位につき30点

### 算定要件

入院中の傷病労働者に対し早期歩行・ADLの自立等を目的とし

① 訓練室以外の病棟等で  
疾患別リハビリテーション料(Ⅰ)  
を行なった場合  
(運動器リハビリテーション料はⅡも含む)

又は

② 医療機関外で  
疾患別リハビリテーション料(Ⅰ)  
を行なった場合

**要注意**

ADL加算は四肢加算できません。

※健保点数表で定める

- 初期加算
  - 早期リハビリテーション加算
  - 急性期リハビリテーション加算
- も四肢加算の対象ではありません

## 疾患別リハビリテーション料の算定例

傷病名

左肩腱板断裂

摘	要
(80)	運動器リハビリテーション料 (I) (ア 理学療法士による場合) 1単位 疾患名 左肩腱板断裂 起算日 令和6年8月30日 実施日数 5日 <span style="color: red;">( 190 × 1.5 )</span> × 5 初期加算 25 × 5 早期リハビリテーション加算 45 × 5 急性期リハビリテーション加算 50 × 5 ADL加算 30 × 5 リハビリテーションデータ提出加算 50 × 1

四肢に対して  
行っている場合は  
四肢加算の1.5倍

傷病名

左第3中手骨骨折

摘	要
(80)	運動器リハビリテーション料 (III) (エ アからウ まで以外の場合) 1単位 疾患名 左第3中手骨骨折 起算日 令和6年8月30日 実施日数 5日 <span style="color: red;">1.5</span> <span style="color: red;">( 85 × <del>2.0</del> )</span> × 5

疾患別リハビリテーション  
は手に行なっても  
四肢加算は1.5倍

15

## リハビリテーションにおける留意点

リハビリテーションの必要性及び効果が認められるものについては  
健保点数表に定める標準的算定日数を超えても制限なく算定できる

ただし

**標準的算定日数を超え、さらに  
疾患別リハビリテーションを1月13単位を超えて行う場合 ※**

診療費請求内訳書の摘要欄に  
医学的所見等を記載  
(必要性・目標到達予想時期 等)

又は

労災リハビリテーション  
評価計画書を添付

※いずれかが超えない場合、どちらも不要

16

# 診療費請求内訳書・労災リハビリテーション評価計画書の記載例

P58

傷病名	右膝前十字靭帯損傷
摘 要	
(80)	<p>運動器リハビリテーション料(Ⅰ) (ア 理学療法士による場合) 2単位 (380 × 1.5) × 10</p> <p>○対象疾患:右膝前十字靭帯損傷 ○手術日 :令和6年2月14日 ○標準的算定日数を越えてリハビリを継続する医学的所見 <i>膝の可動域と筋力強化訓練を実施 現在、右膝運動制限あり。 術後、免荷歩行訓練から開始し～…</i></p> <p>○目標到達予想時期 <i>令和6年12月頃</i></p>

又は

労災リハビリテーション計画書

労災リハビリテーション評価計画書	
患者氏名:	労災 太郎 女 生年月日(西暦)1978年 4月 1日
原因疾患	左環指屈筋腱断裂
<small>〔心大血管疾患・脳血管疾患等・薬用治療群・遠隔・呼吸器(該当するものに○をして下さい)〕 リハビリテーション起算日(発症日、手術日、急性増悪の日、治療開始日) 令和6年 2月 14日 現在の評価及び前回評価計画書作成日(令和6年 9月 24日)からの改善・変化等 <i>左環指のPIP屈曲位でMP伸展可能であるが、PIP進展するとMP伸展が悪い。 前回より進展は改善されている。</i> </small>	
治療目標等	<small>(1) 標準的算定日数を越えて行うべき医学的所見(必要性・医学的効果等) <i>指の軟部組織や腱そのものの短縮、ゆ着、癒着拘縮があり、これによる機能場外がある。 今後も、リハビリテーションの継続により可動域の改善が見込まれる。ただし、回復には時間を要す。</i> </small>
(2) 目標到達予想時期:	令和7年 2月頃
(3) その他特記事項	
評価計画書作成日:	令和6年 10月 27日
医療機関名	○×病院 医師 東京 請一
<small>注: 前同評価計画書作成日からの改善・変化等の記載については、初回評価計画書作成日においては不要であること。</small>	

## 処置の特例

- 消炎鎮痛等処置等
- 処置等＋リハの併施
- 外来管理加算の特例
- 倍率毎の範囲合算

- 1 マッサージ等の手技による療法 35点
- 2 器具等による療法 35点
- 3 湿布処置 35点

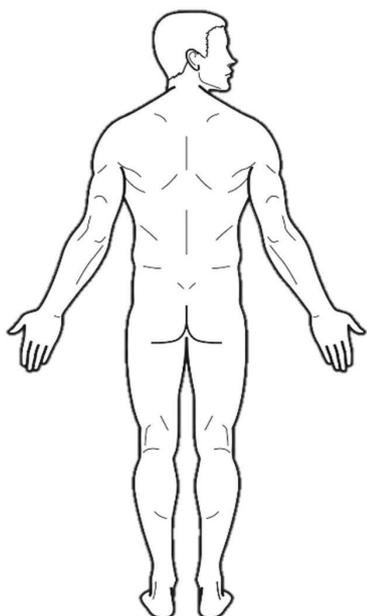
(注) 同一の患者につき同一日において、1から3までの療法のうち2以上の療法を行った場合は、主たる療法の所定点数のみにより算定する。

厚生労働省 通知・事務連絡

介達牽引、矯正固定又は変形機械矯正術に消炎鎮痛等処置、腰部又は胸部固定帯固定、低出力レーザー照射又は肛門処置を併せて行った場合は、主たるもののいずれかの所定点数のみにより算定する。

消炎鎮痛等処置等の特例 3部位（局所）の取扱いについて

P60

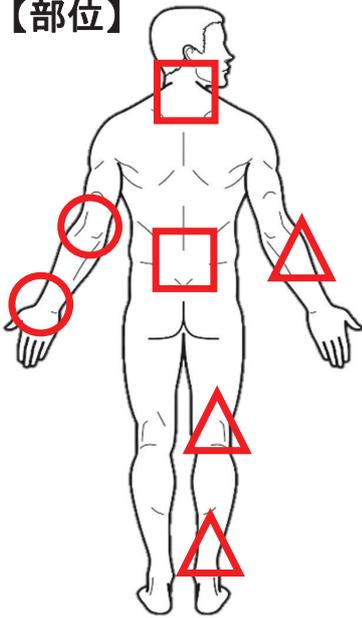


**消炎鎮痛等処置等**

- (J118) 介達牽引
- (J118-2) 矯正固定
- (J118-3) 変形機械矯正術
- (J119) 消炎鎮痛等処置  
(マッサージ等の手技)(器具等)
- ここに湿布処置は含まれない!**
- (J119-2) 腰部又は胸部固定帯固定
- (J119-3) 低出力レーザー照射

※上記の処置項目は手関節以下でも四肢加算は1.5倍

【部位】



消炎鎮痛等処置等

- (J118) 介達牽引
- (J118-2) 矯正固定
- (J118-3) 変形機械矯正術
- (J119) 消炎鎮痛等処置  
(マッサージ等の手技)(器具等)
- (J119-2) 腰部又は胸部固定帯固定
- (J119-3) 低出力レーザー照射

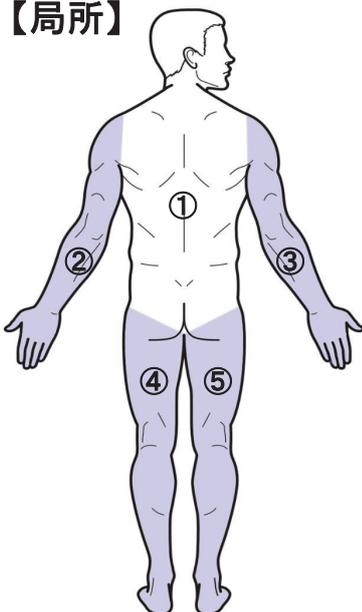
ここに湿布処置は含まれない!

※上記の処置項目は手関節以下でも四肢加算は1.5倍

1日につき

- 負傷 3部位を限度として算定できる

【局所】



消炎鎮痛等処置等

- (J118) 介達牽引
- (J118-2) 矯正固定
- (J118-3) 変形機械矯正術
- (J119) 消炎鎮痛等処置  
(マッサージ等の手技)(器具等)
- (J119-2) 腰部又は胸部固定帯固定
- (J119-3) 低出力レーザー照射

ここに湿布処置は含まれない!

※上記の処置項目は手関節以下でも四肢加算は1.5倍

1日につき

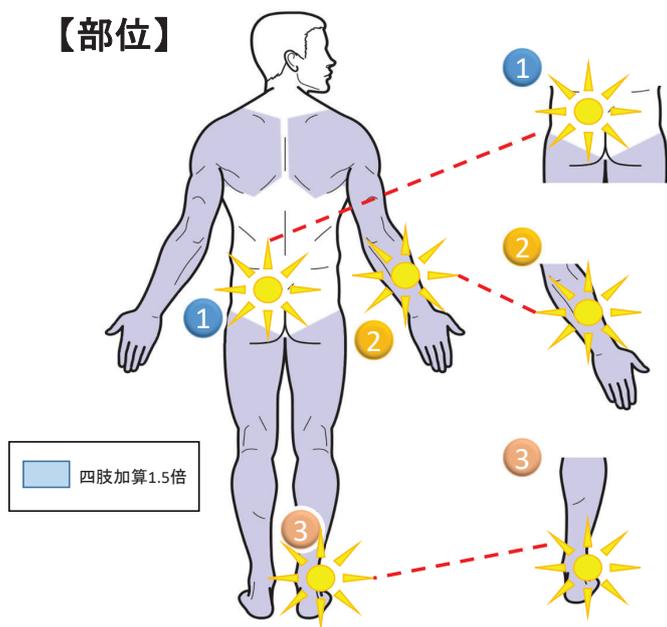
- 疾病 3局所を限度として算定できる

## 複数部位への消炎鎮痛等処置等の算定について

3部位へ消炎鎮痛等処置(器具等)を実施

再診時におこなっていただければ...

### 【部位】



35点 × 1.0倍  
→ 35点

35点 × 1.5倍  
→ 53点

35点 × 1.5倍  
→ 53点

外管特例

外来管理加算  
52点

141点

141点  
+ 52点  
合計 193点

## 外来管理加算の特例

P49

- 再診時に、健保点数表において外来管理加算を算定することができない処置・検査等を行った場合でも、その点数が52点に満たない場合には、特例として外来管理加算52点を算定できる。
- 52点に満たない処置・検査等が2つ以上ある場合には最も低い点数に対して外来管理加算を算定し、他の点数は外来管理加算の点数に読み替え算定することができる。

### 【留意点】

- 健保点数表の再診料の注8にかかわらず従前どおり計画的な医学管理を行った場合に算定できる
- 処置・検査等とは、健保点数表の「リハビリテーション、精神科専門療法、処置、手術、麻酔及び放射線治療」および「生体検査料のうち、超音波検査等、脳波検査等、神経・筋検査、耳鼻咽喉科学的検査、眼科学的検査、負荷試験等、ラジオアイソトープを用いた諸検査、内視鏡検査」を指す

## 消炎鎮痛等処置等の複数部位算定例

傷病名	右前腕打撲、右足関節捻挫
-----	--------------

摘	要
<p>(40) 消炎鎮痛等処置 (器具)</p> <p>(右前腕) ( 35 × 1.5 ) × 1</p> <p>(右足関節) ( 35 × 1.5 ) × 1</p>	
<div style="border: 1px solid lightblue; border-radius: 50%; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>消炎鎮痛等処置等を四肢に対して行なっている場合それぞれ四肢加算できる</p> </div>	

傷病名	腰部捻挫、右前腕打撲 右足関節捻挫
-----	----------------------

摘	要
<p>(12) 外来管理加算 (特例) 52 × 1</p>	
<p>(40) 消炎鎮痛等処置 (器具)</p> <p>(腰部) 35 × 1</p> <p>(右前腕) ( 35 × 1.5 ) × 1</p> <p>(右足関節) ( 35 × 1.5 ) × 1</p>	
<div style="border: 1px solid lightblue; border-radius: 50%; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>複数の処置等があっても52点未満の処置等があれば外来管理加算(特例)が算定できる</p> </div>	

## 疾病別リハビリテーションと消炎鎮痛等処置等の併施

P68

### 疾患別リハビリテーション1日の点数 + 消炎鎮痛等処置等(1部位)

この組み合わせの場合  
は同一部位でも算定できる

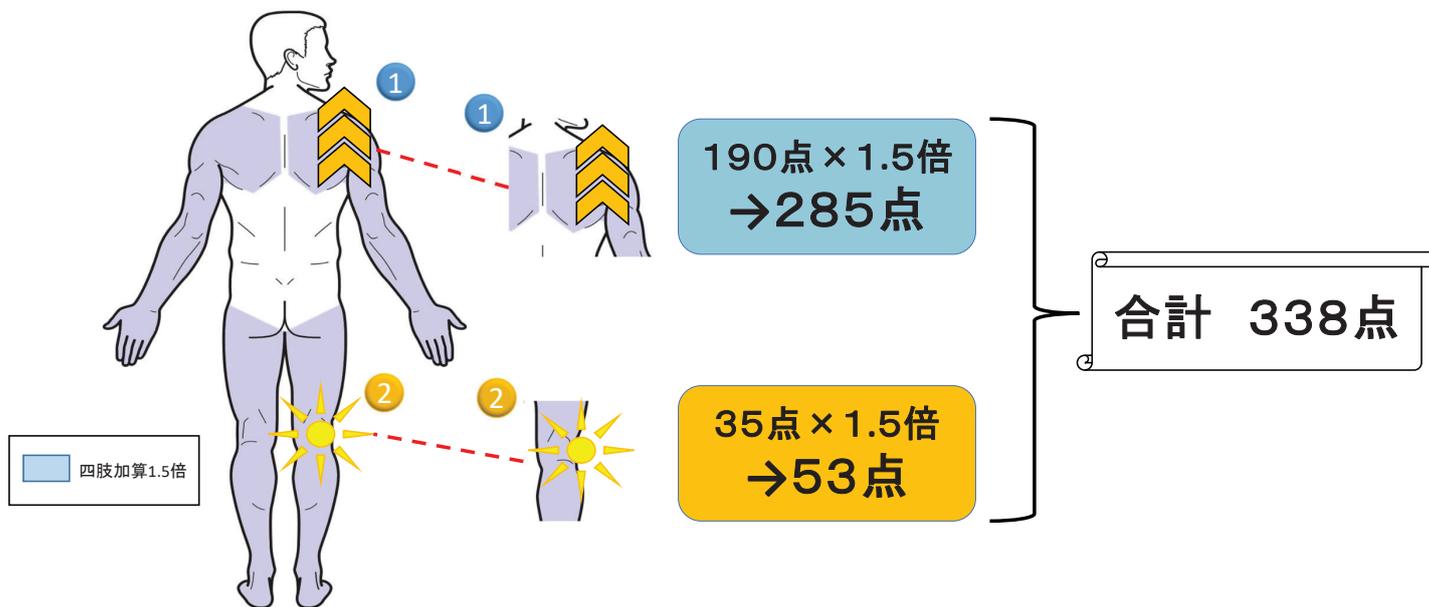
#### 消炎鎮痛等処置等

- (J118) 介達牽引
- (J118-2) 矯正固定
- (J118-3) 変形機械矯正術
- (J119) 消炎鎮痛等処置  
(マッサージ等の手技)(器具等)
- ここに湿布処置は含まれない!
- (J119-2) 腰部又は胸部固定帯固定
- (J119-3) 低出力レーザー照射

※上記の処置項目は手関節以下でも四肢加算は1.5倍

## 疾患別リハビリテーションと消炎鎮痛等処置等(1部位)の併施

右肩に運動器リハビリテーションⅠを1単位、右膝に消炎鎮痛等処置(器具等)を実施



27

## 疾患別リハビリテーションと消炎鎮痛等処置等の算定例

傷病名 右肩腱板断裂、右膝十字靭帯損傷

摘 要	
(40)	消炎鎮痛等処置(右膝) ( 35 × 1.5 ) × 1
(80)	運動器リハビリテーション料(Ⅰ) (ア 理学療法士による場合)1単位 疾患名 右肩腱板断裂 起算日 令和6年8月30日 実施日数 1日 ( 190 × 1.5 ) × 1

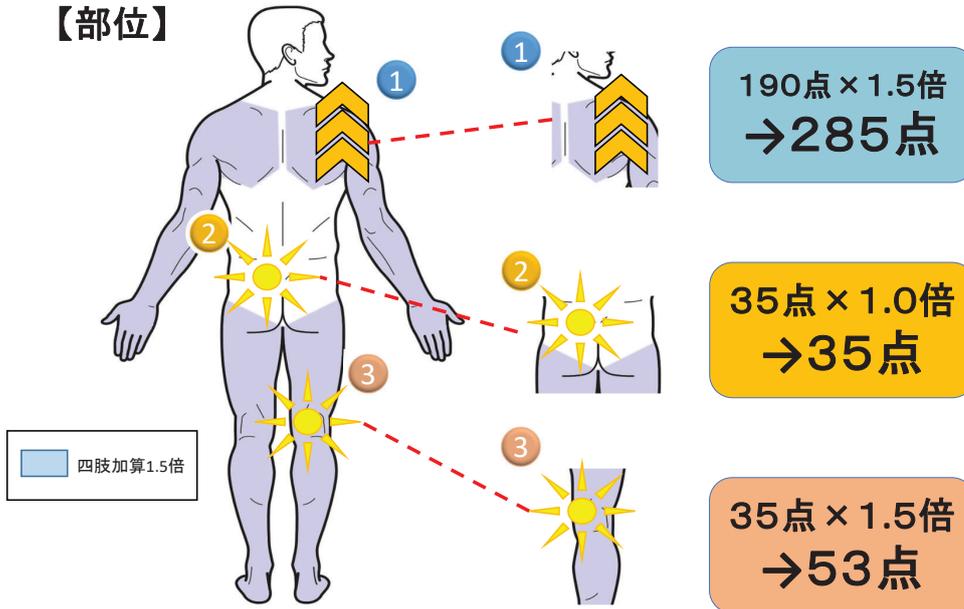
消炎鎮痛等処置等も  
疾患別リハビリテーション  
も算定できる

28

## 疾患別リハビリテーションと消炎鎮痛等処置等(1部位)の併施(応用)

右肩に運動器リハIを1単位、右膝と腰部に消炎鎮痛等処置(器具等)を実施

### 【部位】

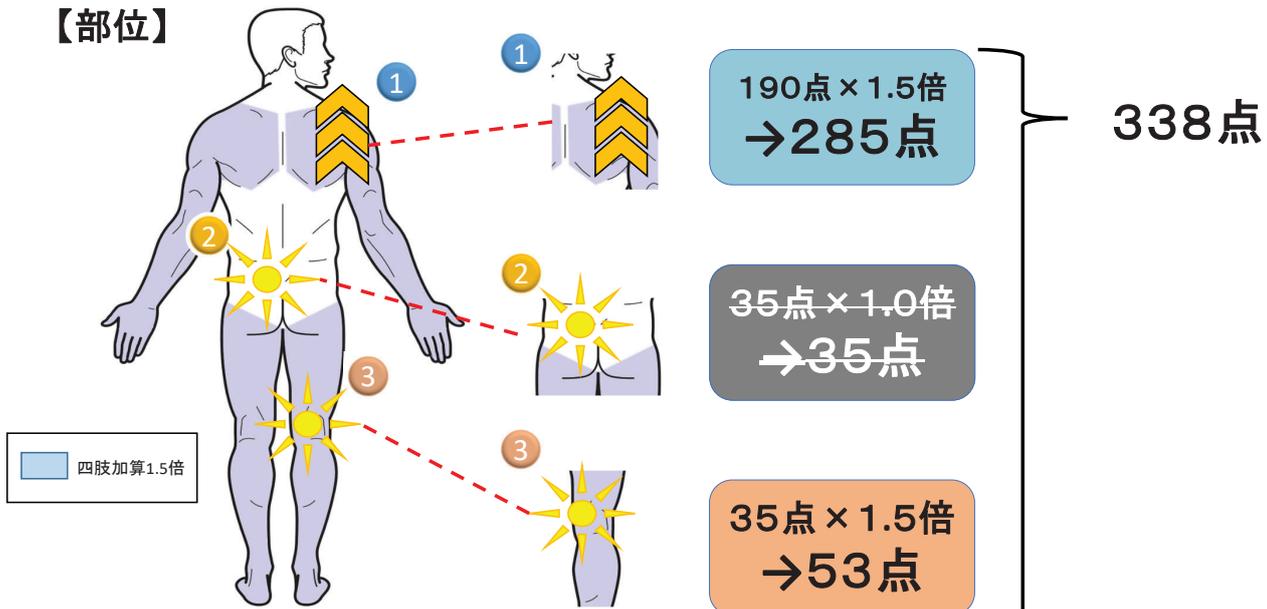


29

## 疾患別リハビリテーションと消炎鎮痛等処置等(1部位)の併施(応用)

右肩に運動器リハIを1単位、右膝と腰部に消炎鎮痛等処置(器具等)を実施

### 【部位】

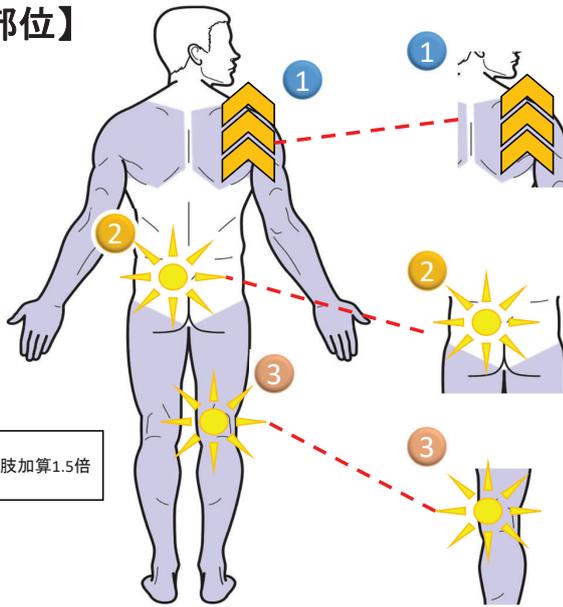


30

## 疾患別リハビリテーションと消炎鎮痛等処置等(1部位)の併施(応用)

右肩に運動器リハIを1単位、右膝と腰部に消炎鎮痛等処置(器具等)を実施

### 【部位】



四肢加算1.5倍

190点×1.5倍  
→285点

再診時におこなっていれば...

35点×1.0倍  
→35点

外管特例  
外来管理加算  
52点

35点×1.5倍  
→53点

285点+35点  
+52点  
合計 372点

## 疾患別リハビリテーションと消炎鎮痛等処置等(1部位)の算定(応用)

傷病名	右肩腱板断裂、右膝十字靭帯損傷 腰部打撲
-----	-------------------------

	摘	要
(12)	外来管理加算(特例)	52 × 1
(40)	消炎鎮痛等処置(右膝)	<del>(35 × 1.5) × 1</del>
	消炎鎮痛等処置(腰部)	35 × 1
(80)	運動器リハビリテーション料(I) (ア 理学療法士による場合)1単位 疾患名 右肩腱板断裂 起算日 令和6年8月30日 実施日数 1日	(190 × 1.5) × 1

複数の処置等や  
疾患別リハビリテーション料  
を算定する場合は  
外来管理加算の特例も  
要注意

- 四肢以外に行なった創傷処置(100 cm<sup>2</sup>未満)の取扱いについては、45点として算定し、外来管理加算の特例の取扱いの対象として差し支えありません。

※健保点数表の再診料の注8にかかわらず従前どおり計画的な医学管理を行った場合に算定できる

厚生労働省 通知・事務連絡

平成30年改定  
対象項目

今般の診療報酬の改正により、創傷処置(100cm<sup>2</sup>未満)が45点から52点に引き上げられたが、労災診療費の取扱いについては、本年4月1日以降の診療においても、当該処置を四肢以外の場所に行った場合に限り、従来どおり45点として算定し、外来管理加算の特例の取扱いの対象として差し支えないこと。

### 再診時 四肢以外に行なった創傷処置1の取扱い

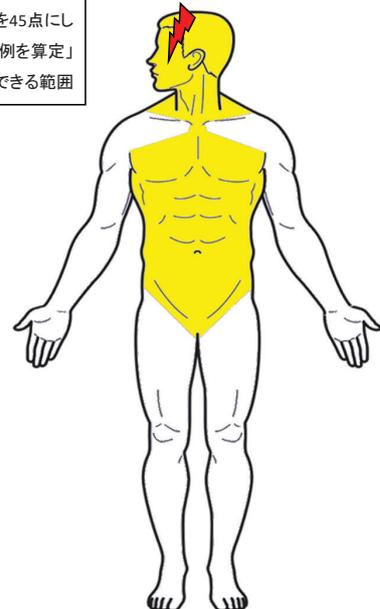
傷病名

頭部挫創

	摘	要
(12)	外来管理加算	特 52 × 1
(40)	創傷処置1(100cm <sup>2</sup> 未満)	45 - 52 × 1

創傷処置1(100cm<sup>2</sup>未満)を45点で算定をし、外来管理加算の特例を算定できる

「創傷処置1を45点にし  
外来管理加算の特例を算定」  
できる範囲

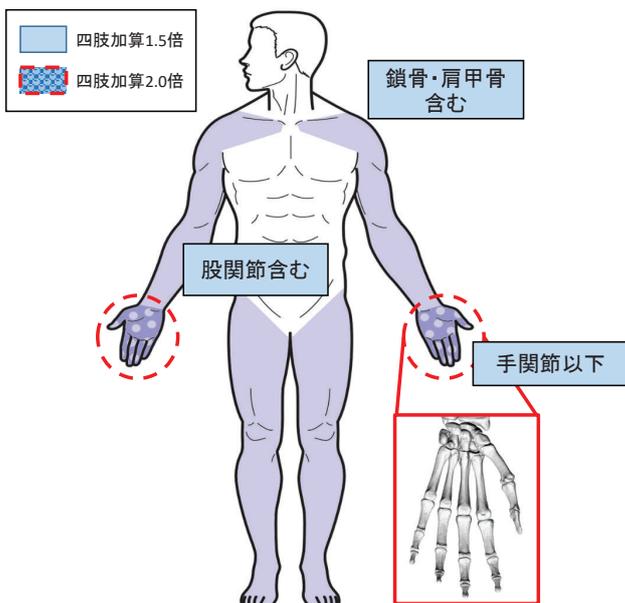


厚生労働省 通知・事務連絡

- (1) 創傷処置、区分番号「JO01」熱傷処置、区分番号「JO01-4」重度褥瘡処置及び区分番号「JO53」皮膚科軟膏処置の各号に示す範囲とは、包帯等で被覆すべき創傷面の広さ、又は軟膏処置を行うべき広さをいう。
- (2) 同一疾病又はこれに起因する病変に対して創傷処置、皮膚科軟膏処置又は湿布処置が行われた場合は、それぞれの部位の処置面積を合算し、その合算した広さを、いずれかの処置に係る区分に照らして算定するものとし、併せて算定できない。

「倍率毎の範囲合算」の概要

P52



労災保険においては四肢加算の倍率  
(手指 2倍、手指以外の四肢 1.5倍、四肢以外 1倍)  
が異なる部位ごとに処置面積を合算する

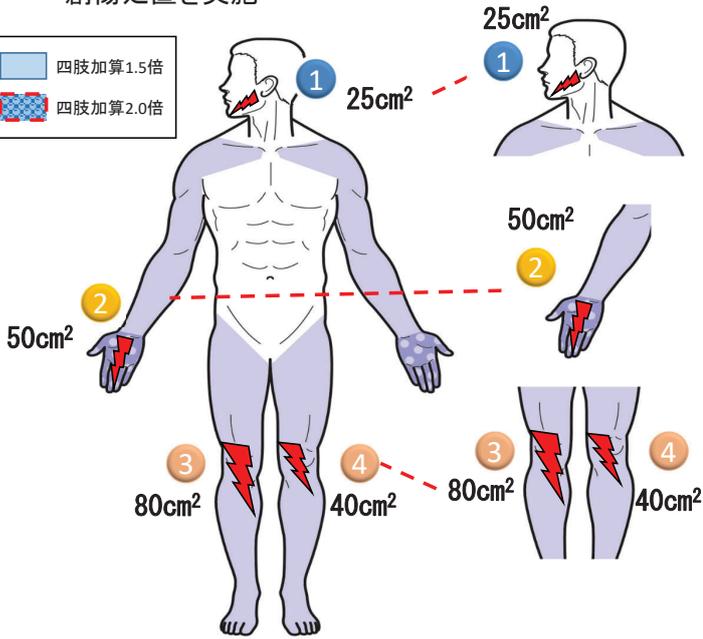
「倍率毎の範囲合算」により算定

「倍率毎の範囲合算」が  
適応される処置

- ・創傷処置
- ・熱傷処置
- ・重度褥瘡処置
- ・皮膚科軟膏処置
- ・湿布処置(消炎鎮痛等処置3)

## 「倍率毎の範囲合算」の事例

創傷処置を実施



1.0倍の合計25cm<sup>2</sup>  
↓  
100cm<sup>2</sup>未満

52点 × 1.0倍  
→ 52点

2.0倍の合計50cm<sup>2</sup>  
↓  
100cm<sup>2</sup>未満

52点 × 2.0倍  
→ 104点

1.5倍の合計120cm<sup>2</sup>  
↓  
100cm<sup>2</sup>から500cm<sup>2</sup>未満

60点 × 1.5倍  
→ 90点

合計 246点

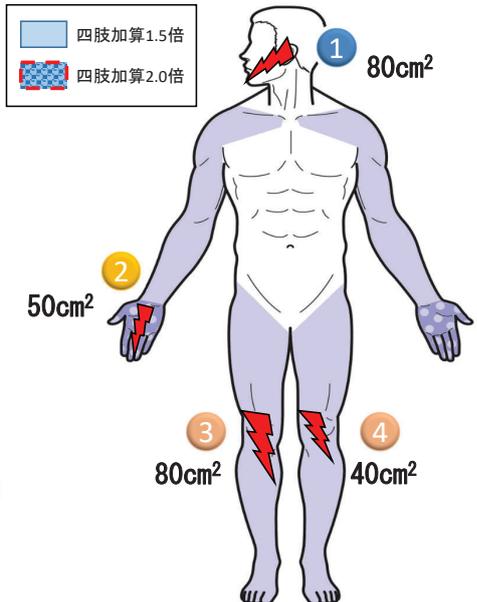
## 「倍率毎の範囲合算」の算定例

P64

傷病名	頭部挫創
-----	------

	摘	要
(40)	<del>創傷処置2</del>	<del>(100cm<sup>2</sup>から500cm<sup>2</sup>未満)</del>
		<del>52 × 1</del>
	創傷処置	
	右手 (100cm <sup>2</sup> 未満)	
	頭部 (100cm <sup>2</sup> 未満)	
	両膝 (100cm <sup>2</sup> から500cm <sup>2</sup> 未満) 246 × 1	

「四肢以外(顔面)の創傷処置1」があるが合算点数が所定点数となるためこのケースでは外来管理加算の特例は算定できない



## 「倍率毎の範囲合算」対象処置の算定上の留意事項

四肢加算の倍率が異なる範囲にまたがって(連続した傷病に対して)当該処置を行う場合には、最も高い倍率で算定することができる。

例) 右手から前腕にかけての切創に対し  
創傷処置 (100cm<sup>2</sup>以上500cm<sup>2</sup>未満)

$$60 \text{ 点} \times \underline{2.0 \text{ 倍}} = \underline{120 \text{ 点}}$$



# 術中透視装置使用加算 について

- 「大腿骨」、「下腿骨」、「上腕骨」、「前腕骨」、「手根骨」、「中手骨」、「手の種子骨」、「指骨」、「足根骨」、「膝蓋骨」、「足趾骨」、「中足骨」及び「鎖骨」の骨折観血の手術、骨折経皮的鋼線刺入固定術、骨折非観血的整復術、関節脱臼非観血的整復術又は関節内骨折観血の手術において、術中透視装置を使用した場合に算定できるものとする。
- 「脊椎」の経皮的椎体形成術又は脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術において、術中透視装置を使用した場合にも算定できる。
- 「骨盤」の骨盤骨折非観血的整復術（K121）、腸骨翼骨折観血の手術（K124）、寛骨臼骨折観血の手術（K124-2）又は骨盤骨折観血の手術（腸骨翼骨折観血の手術及び寛骨臼骨折観血の手術を除く。）（K125）において、術中透視装置を使用した場合に算定できます。

術中透視装置を使用したことを診療録に記載

同側の手又は足に複数の手術を同時に行った場合は1回の算定  
※左右の場合はそれぞれ1回

四肢加算



手: 手根骨、中手骨、手の種子骨及び指骨  
足: 足根骨及び足趾骨

ご清聴ありがとうございました